

## 舞鶴市公共工事に係る条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が実施する条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定及び舞鶴市契約規則（昭和39年舞鶴市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。ただし、電子入札により入札を行うものについては、別に定める。

(平成22年12月・一部改正)

(対象となる工事)

第2条 この要領により一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、特定建設工事共同企業体へ発注する工事とする。

2 前項のほか、市長が工事の性格等に照らし、一般競争入札によることが適当と認める工事

(競争参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）は次のとおりとし、競争参加資格の確認基準日（次条第1項に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日をいう。以下「確認基準日」という。）において、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市建設工事の競争入札参加資格等に関する要綱（昭和39年告示第4号）に基づく競争入札参加者の資格を有する者（以下「登録業者」という。）であること。
- (3) 発注工種（一般競争入札を行おうとする対象工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する建設工事の種類をいう。以下同じ。）について、建設業法第27条の23に定めのある経営事項審査を受け、かつ、その有効期間内にある者であること。
- (4) 舞鶴市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく競争参加資格の停止（以下「参加資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (5) 舞鶴市契約に係る暴力団排除措置等に関する要綱（平成24年告示第171号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること。
- (7) 確認基準日以前6月以内に手形又は小切手の不渡りを生じさせたことがない者であること。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第

21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

(9) 対象工事の設計業務の受託者との資本面及び人事面における関係について、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 資本面においては受託者の発行済株式総数の50%を超える株式を保有又はその出資の総額の50%を超える出資をしていないこと。

イ 人事面においては建設業者の代表権を有する役員が、受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

2 前項に規定するもののほか、競争参加資格として、工事等の規模及び内容に応じ、次の各号に掲げる事項について、その種類若しくは範囲又は内容を定めることができる。

(1) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類

(2) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点

(3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地

(4) 舞鶴市内に本店を置く業者にあつては、発注工種に係る等級の格付

(5) 配置予定技術者等の資格等

(6) 工事等の施工実績

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

3 競争参加資格の要件として、特定建設工事共同企業体の結成を附す場合にあっては、共同企業体の構成員全員が前2項各号の要件を満たさなければならない。

(平成21年5月・平成25年7月・一部改正)

(入札の公告)

第4条 市長は、一般競争入札により対象工事に係る契約を締結しようとするときは、政令第167条の6第1項の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

(1) 入札に付する工事の概要

(2) 前条の規定により定める競争参加資格

(3) 競争参加資格の確認及び通知に関する事項

(4) 設計図書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）の閲覧等に関する事項

(5) 入札及び開札の日時及び場所等

(6) 入札方法

(7) 入札保証金、契約保証金及びその他契約に関する事項

(8) 入札の無効に関する事項

(9) その他入札に関し必要な事項

(競争参加資格確認の申請等)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める期間内に、競争参加資格確認の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、競争参加資格確認申請書(様式第1号又は様式第1号の2)(以下「資格確認申請書」という。)に次の各号に掲げる書類(以下「確認資料」という。)を添付するものとする。

- (1) 同種工事の施工実績(様式第2号)(同種工事の実績を競争参加資格として定めた場合に限る。)
- (2) 配置予定技術者等の資格・工事経験(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、競争参加資格の確認に必要な事項

3 特定建設工事共同企業体の結成を要件に附す場合にあっては、前項の規定に加えて次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書
- (2) その他別に指定する書類

(競争参加資格の審査等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった入札参加希望者に係る競争参加資格について審査を行うものとする。

2 前項の審査は、競争入札参加者資格等審査委員会規程(平成3年規程第3号)に定める競争入札参加者資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行うものとする。  
(平成25年7月・一部改正)

(確認の通知等)

第7条 市長は、前条の審査の結果により競争参加資格の確認をしたときは、競争参加資格確認通知書(様式第4号)により、公告に定める日に当該申請者に通知するものとする。この場合において、競争参加資格がないとした者に対しては、その理由を明記しなければならない。

2 前項において競争参加資格がないと認められた者は、市長に対し、前項の通知の日から5日(行政機関の休日を含まない。)以内に書面を持参することにより、当該通知書に付された理由についての説明を求めることができる。

3 市長は、前項に規定する理由を求められたときは、前項の規定により説明を求めることができる期限の翌日から起算して7日以内に書面により回答するものとする。

4 競争参加資格の審査結果については、公表しないものとする。

(設計図書等の配布等)

第8条 市長は、公告に定める期間及び方法により設計図書等を配布又は閲覧させるものとする。

2 設計図書等の配布に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、そのことを公告するものとする。

(質問書の提出及び回答書の閲覧等)

第9条 設計図書等について質問があるときは、設計図書等の配布等を開始した日の翌日か

ら公告に定める日まで、質問書（様式第5号）を提出することにより、発注担当課長に対し質問をすることができる。

- 2 前項の規定により質問書の提出があったときは、発注担当課長は、公告で定める日から入札執行日の前日まで、質問書に対する回答書を閲覧に供するものとする。

#### （工事費内訳書の提出）

- 第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、当該一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札金額と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

#### （入札の無効等）

- 第11条 次に掲げる入札は無効とする。

- （1） 公告に示した競争参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札
- （2） 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- （3） 競争参加資格のあることを確認された者であっても、落札決定の日までに競争参加資格の要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

- 2 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

- 3 落札決定を受けた者が、公告に定める契約締結の予定日までの間に、本市の参加資格停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは第3条第7号の申立てに該当することになった場合は、落札決定を取り消すものとする。

（平成19年7月・平成25年7月・一部改正）

#### （入札結果の公表）

- 第12条 対象工事の入札結果について、次の各号に掲げる事項を閲覧により速やかに公表するものとする。

- （1） 競争参加資格確認申請書を提出した業者名
- （2） 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- （3） 入札者名、各入札者の各回の入札金額、落札者名及びその他の事項

#### （入札の中止）

- 第13条 市長は、第6条の審査の結果、競争参加資格があると認めた者が3者に満たない場合は、審査委員会に諮り、当該入札を中止することができる。

（平成20年8月・平成25年7月・一部改正）

#### （その他）

- 第14条 この要領に定めるものを除き、一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成19年7月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。